



平成 30 年 2 月 2 1 日
午後 1 時 零 分 発 表
第十管区海上保安本部

奄美大島等漂着の油状の物の分析結果について（第 2 報）

- 1 海上保安庁においては、SANCHI 号沈没位置付近海面に浮流する油と、奄美大島等に漂着した油状の物等について、それぞれサンプルを採取し、分析を行っております。
- 2 分析の結果、1 月 17 日に SANCHI 号沈没位置付近海面に浮流していた油、2 月 8 日に沖永良部島に漂流・漂着した油状の物及び 2 月 8 日に与論島に漂着した油状の物については、C 重油相当の油または原油相当の油であることが判明し、また、それぞれを構成する成分や、その成分の比率が類似していることが判明しました。
なお、これまでの分析において類似するものと認められなかったものについても、直ちに、S 号と関係ないと断定できません。
- 3 海上保安庁においては、引き続き、漂着油の情報収集・調査等を行っていくとともに、船主側に必要な情報の提供を働きかけてまいります。